

「性的指向・性自認に関する差別を許さない法律」の  
成立を求める会長声明

性的少数者（L G B Tと言われる人々や、女性・男性双方に恋愛感情を抱かない人、自分自身の性が分からない人など）は、性別は男性・女性しかないという固定観念の中で阻害されがちで、いじめや誹謗中傷に晒されている例が少なくない。政府の自殺総合対策大綱においても、「同性愛者等を含むセクシュアル・マイノリティ」の自殺念慮のリスクが高いことが指摘されている。

人が性的指向や性自認により差別されてはならないことは、個人の尊厳や法の下での平等を保障する現憲法下において当然のことである。本年3月17日に下された札幌地方裁判所判決においても、民法及び戸籍法の婚姻に関する諸規定が、同性愛者に対して婚姻制度を利用する機会を提供していないことは憲法14条1項に違反することが明らかとされた。

ところが、日本においては、性的少数者に対する法律は、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」以外には存在せず、G7の中で唯一、同性婚への法的な保障がなされていない。経済協力開発機構（OECD）の調査においても、日本のL B G Tに関する法整備状況は35か国中34位という結果になった。このように、日本は世界的に見ても性的少数者に対する法的な保障が不十分であり、国連人権理事会における普遍的定期的審査からも、性的指向及び性自認に基づく差別を撤廃するための措置を講じる旨の勧告を三度にわたり受けている状況である。

このような中、第204回通常国会会期中において、「性的指向及び性自認の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案」が、超党派の「L G B Tに関する課題を考える議員連盟」において与野党合意に達し、法案成立への機運が高まっていた。しかし、結局、国会に提出されることなく、本年6月16日に閉会を迎えた。

報道によると、当該法案に反対する議員からは、「差別の定義があいまい」「『差別を許さない』とすると訴訟が乱発する」などの意見が出たとのことである。しかし、わが国には、憲法をはじめ様々な法令に

差別を禁止する規定があるが、これまでにそれが混乱を招いたことはなく、かかる意見に合理的根拠があるとは言い難い。当該法案に反対する議員の中には、「L G B Tは生産性がない」「種の保存に背く」などの差別的発言をしていたとの報道があるが、これが真実であれば、性的少数者に対する差別意識から法案成立に反対していたと考えざるを得ない。

性的指向・性自認に関する差別を許さない法律を制定し、多様性を認め合う差別のない社会をつくることは喫緊の課題である。当会は、国に対して、改めて、性的指向・性自認に関する差別を許さない法律の制定を求める。

また、佐賀県においては、本年8月中に、同性のカップルらを公認することにより、生活上の障壁を無くそうとするパートナーシップ制度を導入する予定とのことであるが、これを機に、県内の市町においても性的少数者に対する具体的な支援策を策定することを求める。そして、全国的にも更にパートナーシップ制度の導入が広がり、性的指向・性自認に関する差別を許さない法律制定の土壌が醸成されていくことを望む。

当会は、今後も、すべての性の多様性を尊重する社会を実現するために、性的少数者の差別の防止に向け、取り組んでいく所存である。

以上

2021年7月30日

佐賀県弁護士会

会長 安 永 恵 子